

と第2売買の転売先買主（被告・日本企業）とが、二重譲渡された物品の所有権帰属を争い、第2買主側が勝訴した事案である。物品は第2買主側の倉庫にあり、第1買主が占有移転禁止の仮処分命令を得て執行中であるなかで、第2買主側が第三者異議を主張したところ、原審は第2買主側の請求を認めたので、第1買主が控訴した。

①での CISG の適用は以下の点に限られている。所有権帰属につき CISG は規定しないので、控訴審は国内法（ロシア法と日本法）を適用してこれを判断した。その前提として、第1売買と第2売買の双方につき契約の成立が問題になるところ、裁判所は14条（申込み）を適用してこの判断を行い、第1売買・第2売買の双方につき契約の成立を肯定した。そのうえで、第1買主につき、インコタームズ2010（CFR 釜山港）と31条(a)（引渡しの場合及び引渡義務の内容）のどちらを適用しても、引き渡しも所有権の取得も否決されると判示した。

2 【裁判例②：買主の代金不払い】東京地判平成30年（2018）12月6日判決と【裁判例③：同】東京地判令和元年（2019）6月3日判決

裁判例②と③（物品はろ過装置とショッピングカート）では、どちらの買主（被告、日本企業）も売買代金を支払わず、売主（原告であり②はスイス企業、③はスペイン企業）が代金と遅延損害金（78条（利息））を請求した。③の売主は、弁護士費用（74条（損害賠償の範囲））も請求した。被告が抗弁しない場合に裁判所は原告の請求を認諾できる（民訴法266条）、②、③どちらの買主も本人訴訟で抗弁を行わなかったため、双方の裁判所は「請求原因事実に争いなし。主文の通り判決する」との判決を下した。

3 【裁判例④：契約不適合の損害賠償】東京地判令和2年（2020）6月16日判決

買主（原告・日本企業）が提供した仕様に基

づき、売主（韓国企業）が設計し量産した物品（LED 照明器具）を2年間販売したところ、買主が複数の顧客に販売した物品の一群で不良品が多数生じた。買主は売主側の訴訟承継人（被告）に、損害賠償および買主の倉庫にある在庫品の契約解除と代金返還を請求した。判決は一定額の損害賠償を認容したが、在庫品については、売主が補修済みであることから契約解除を認めなかった。

判決は、顧客に販売した全ての物品（不良品と良品の双方を含む）を、正常な代替品に交換した（「全数交換」）ことで、買主が被った損害の求償を、高額の正規品への交換費用と逸失利益を除き、認容した。判決は、CISG の8,35,39,74,77条のいずれの条文も引用していない。ここからは判決原文の抜書（鉤括弧表記）を交えて、裁判所が全数交換の求償を肯定した論拠を示す。

物品の寿命が非 LED 照明の「4倍以上である5万時間の約定であったことは当事者間に争いがな」く、売主はこれを基本契約5条で表明保証し、「顧客は他の照明器具に比べて寿命が格段に長く、交換頻度が少ないことを重視して[物品]を購入した」。それにもかかわらず、不良品の比率が高い⁸ので、販売から数ヶ月で顧客が苦情を訴え始めた。買主が不良品の再現実験を行うと、売主の設計・調達部品・製造工程に瑕疵の原因があったので、売主は、在庫品を回収して瑕疵を修繕した。よって「不良品が[売主]に起因していたことは明らかである」。ところで、顧客に販売した物品は修繕されなかったため、買主は顧客の都度の要請に応じて、不良品を引き取り代替品に交換することを繰り返した。なお、不良品のなかには、基本契約14条に定める瑕疵の調査報告義務を買主が果たさなかった物品もあるが、「それにより[売主]が個別に修正等の対応を行う権利が奪われたとはいえない⁹」。

顧客は都度交換が続くことに耐え兼ねて、(a) 元の非 LED 照明に戻すことや、(β) 他社製品に交換することや、(γ) 全数交換を行

うことを、要求した。そこで買主は、このなかで一番損害の少ない全数交換を実施した。「不具合による代替品への交換が何度も繰り返され、その結果、顧客から都度交換では納得が得られなくなって全数交換を求められた場合、又は納入した〔物品〕の不良品率が異常に高い場合には、顧客の〔物品〕の購入目的に応えるとともに、原告の信用が毀損されないようにするために全数交換を実施することも、原告が採るべき措置として合理的な方法であった」。そして、(a)、(b)よりは「全数交換をした方が損害が少なく、売主も「原告において全数交換を実施せざるを得なくなる場合があることを予見することはできた」。よって売主は買主が「全数交換によって受けた損害を賠償すべき義務を負う」。

4 【裁判例⑤：契約不適合の損害賠償】東京地判令和2年（2020）12月8日判決

買主（被告、日本企業）が仕様を定め売主（原告、中国企業）が製造した物品（衣料品）の売買基本契約を締結し、複数の個別契約に基づき売買を行った。しかし、数件の契約で買主が代金を支払わず売主が提訴すると、買主は契約不適合による値引きの合意があることや損害賠償請求権との相殺を主張した。判決は、不適合の一部について、買主が不適合の発見から3か月以上後に通知を行ったものの、これは契約書の「15日以内の通知義務」と39条（買主の検査通知義務）に違反することを理由として、賠償を否決した。判決は不適合品の残りにつき、値引きの合意は認めしたが、相殺については証拠がないとして認めず代金請求を認容した。

5 裁判例①-⑤に共通する特色

裁判例①-⑤のいずれも結論は妥当である。内外人平等待遇の原則に反する CISG の裁判例は中国ではみられるものの¹⁰、5件の判決は同原則を遵守している。

5件いずれも、明示的に CISG を準拠法として判決を下している。ここで、CISG 7条（条

約の解釈及び補充）は、諸国の CISG の裁判例等を参照して統一的解釈を促進することを奨励しているが¹¹、5件いずれもこれを行っていない。さらに、5件全てが CISG の一部の条文を引用してはいるが、その判決において重要であるべき条文を網羅していない事案もある。かつ、条文の解釈には踏み込まずに判決を下す事案が大半を占めており¹²、誤った理解で条文を適用する判決も複数ある¹³。その上で、6条（任意規定性）に依拠して¹⁴、事実認定のなかで契約の解釈を行い、これを論拠として判決を下す裁判例④がある。Ⅲ章でこの分析を行う。

Ⅲ 日本法の実事認定論（契約の解釈）の特徴と裁判例④の論点「全数交換」への CISG の適用

1 日本法の実事認定論と契約解釈

日本の民事裁判では民訴法247条（自由心証主義）により、裁判官が口頭弁論の全趣旨と証拠調べの結果を斟酌し、経験則を適用して事実認定を行い、これに法律を適用（解釈）して判決を下す。法律の解釈で結論が決まる判決は少なく、9割程度の事案では事実認定が決め手になっている。事実認定では、単なる事実の扱いだけでなく評価・判断と混交するものが、相当数を占めている¹⁵。事実認定の対象は、当事者間で争いがあり法律の適用に意味のある「（法律）要件事実」である。これは主要事実・間接事実・事情であり、実体法の解釈論も重要になる。このなかで、過失・正当事由・合理性といった、契約法上の抽象的概念に基づく条項（「規範的要件」）の事実認定において、最高裁の「主要事実説」は、規範的要件それ自体は法的判断ゆえ、その評価を根拠づける具体的事実こそが規範的要件の主要事実だとする。間接事実につき、裁判所は当事者の主張に縛られずに評価を行うこともあり、総合的評価が重要になる¹⁶。

かかる事実認定論のなかで、法律行為（契約）の意味につき争いがあるときに、契約書が重視されるものの、契約文言が一義的にみえるとき

でも、間接事実や事情を動員してその意味を確認する場合がある。この点を踏まえて最高裁が示す契約解釈の手法が「合理的意思解釈」である。これは、当事者の目的、契約をするに至った事情、慣習及び取引の通念などを斟酌しながら、合理的に契約の意味を明らかにすべきである、という手法である¹⁷。

ここで CISG に戻ると、契約の解釈は 8 条（当事者の行為の解釈）¹⁸等の適用により行われており、その法理は、日本法の合理的意思解釈等と機能的に類似している。そこで 2 節では裁判例④の一論点に絞り、本判決と同じ結論を導くために CISG の条文をどのように適用できるのかを示す。

2 裁判例④の論点「全数交換」への CISG の適用

「全数交換」を肯定する際に、石田教授は CISG77 条を踏まえた 74 条の合理性を¹⁹、曾野教授は 51 条(2)（一部不履行）の先例を踏まえた 74 条の合理性を²⁰、主な論拠とする。本稿は両教授の論旨に賛同したうえで、8,35,74,77 条の適用につき述べる。

最初に、本判決と機能面でのつながりが強い CISG 8 条の法理を概観する。契約を解釈する際に、起草史・諸国の裁判例・国際契約法の文脈において、8 条は次のように理解されてきた²¹。まず、8 条(1) [相手方の認識可能性を伴う一方当事者の意志] で、相手方が問題点を指摘しなければ、一方当事者の意思に従って契約を解釈する。契約解釈では、両当事者の「共通の意思」が重要であるところ、これも(1)で解釈する。(1)を立証できない場合は、8 条(2) [同様の状況の下での合理人の理解] に沿って解釈する²²。事実認定論が重視する「契約の目的」も、8 条の適用のなかで読み込まれる²³。8 条(1)、(2)は規範的要件であるから、裁判所は同条を柔軟に適用できる。

8 条(3)は包括的例示の条項であり、契約を巡る諸状況の法的評価を、裁判所が裁量で合意に読みこむために用いられる。契約法は、「個別

性（他の契約等から切り離す）」と「固定性（締結時点で内容を固定する）」の原則²⁴を定めるところ、原則の枠内であっても 8 条(3)を通じて緩やかに解釈できる場合がある。以下、「全数交換」で問題となる 2 点につき説明する。まず、契約ごとに権利を定める「個別性」の原則については、8 条(3)の「関連する状況」を参照して、複数の契約に基づく権利を一つのものとして評価することが契約の目的に適い適正だと判示した、CISG の先例²⁵がある。次に、意思の基準時を契約締結時とする「固定性」の原則についても、同様に、8 条(3)の「当事者の事後の行為（意思）」を参照して、解釈することができる²⁶。

以上を踏まえて、まず「良品を含む転売物品の一群を契約不適合と解し、契約目的への重大な違反があると解する論拠」を示す。35 条（契約の適合性）(1)²⁷では、品質等の適合の基準を契約で定める。全購入物品が顧客の納得する品質の LED 照明であることが、8 条(1)の「共通の意思」であり契約の目的であるから、適合性の判断に際しても重視される。それにもかかわらず、回収した物品の一群において、売主に由来する不良品の比率が異常に高く、買主も顧客も納得しなかった。売主もそれを知らないことはあり得ないので（8 条(1),(3)）、これは契約目的への重大な違反である²⁸。このように 8,35 条を適用することで、CISG の任意規定とは異なり、顧客に販売した物品の全てを売主が確認せずとも、また良品を含んでいても、その全数を契約不適合品とみなし、これを契約目的への重大な違反と解することができる。

次に、「全数交換を合理的な措置と解し、損害の求償を肯定する論拠」は、次のとおりである。前段落により、不良品単位の都度交換で済ませることは適切な対応だとは言えない。74 条²⁹第 1 文は、契約違反から条件的因果関係で生じた損害の全部賠償を原則とするので³⁰、全数交換の損害については、第 2 文の予見可能性要件を満たせば良く、その際に契約違反の事案ゆえに、77 条第 1 文（損害軽減義務）³¹をあわせ考慮する。都度交換では納得しなくなった顧

客が、前記 (a) - (γ) の解決策を提案した際に、買主は77条と同じ考え方で、全数交換が最も損害を少なくする合理的な解決策だと判断した。売主もこれを知らないことはあり得ず、また予見すべきであった。このように8,74,77条を適用することで、全数交換を合理的な措置と解し、その求償を肯定できる。

IV 結語


本稿は、II章で5件の裁判例を紹介したうえで、I章で提起した問題につきIII章で以下の点を例証した。裁判例④の「全数交換」の事実認定では、契約不適合品が多い購入物品の一群で全数交換の損害を認容する為には、契約目的への重大な違反と全数交換の措置の合理性が必要であることが示された。そこで本稿では、機能的に類似する法理を内包するCISG8,35,74,77条を適用して、この判断を正当化した。

本稿によりCISGの日本での裁判例の発展に貢献できれば幸いである。

〔注〕

- 1 本稿は2024年3月16日全国大会での弊報告を纏めた論稿です。ご指導を賜りました曾野裕夫教授(北大)、杉浦保友顧問(柏木総合法律事務所)、久保田隆教授(早大)、会員各位に御礼申し上げます。弊報告は2023年4月に国内外のCISG研究者に標記の情報を伝えたことを契機として行われました。
- 2 1条(適用基準)、100(2)条(時間的適用範囲)。
- 3 本稿では2023年4月迄の裁判例に限定する。
- 4 次注の曾野2023 p.14-16, 1-2。
- 5 曹時73(4)(2021) p.639-766, 特に672-683, 764-765。
- 6 2023年7月15日の「国際取引法フォーラム」での曾野教授の「CISGに関する日本の裁判例:2009年-2023年の概観」[裁判例①-⑤を含む詳細なご報告(未確定稿)であり未公開。本稿限りでの引用(「曾野2023」)のご承諾を曾野教授より賜ったため他への転載はご容赦下さい]。小池未来「涉外判例研 no.675 国際物品売買における所有権移転」ジュリ1536(2019) p.122-125 [裁判例①], 石田裕敏「国際物品売買契約に関する国連条約(CISG) 38条(物品の検査)と39条(不適合の通知):令和2年6月16日と12月8日の東京地裁判決の紹介と解説を添えて」姫法65p.1-48 [裁判例

- ④, ⑤]と同「国際物品売買契約に関する国連条約(CISG) 74条の損害賠償の範囲:予見可能性に関する合理性原則」姫法66 p.1-31 [裁判例④。「石田2023」]。引用する何れのHPも最終アクセス日は2024年4月1日である。
- 7 2017WLJPCA03296012
- 8 裁判所は「62個販売したところ……[不良品の数(比率)は]照明器具14本(22.6%)……」等と認定した。
- 9 CISG AC意見第6号「CISG第74条に従った損害賠償額の算定」の規則3と注釈3.2 [買主が顧客のため物品を修繕した際の合理的費用の売主への求償を肯定]。
- 10 拙稿「比較法を参照したウィーン売買条約の統一的解釈:「CISG-AC意見」の分析」国際公共政策研究(阪大)25.2 p.1-23(「志馬2021」)よりp.4。
- 11 志馬2021p.2,5。
- 12 裁判例①14(1),31(a)条, ④25,49(1)条, ⑤1(1), 3(1),53,62条を引用。
- 13 裁判例④判決はCISGに損害賠償請求権の規定はないとするが、CISGの45条[買主の救済方法](1)(b)と74条で規定, ⑤判決が約定の15日以内買主通知義務をCISG39条(1)の法律論に一般化する論拠なし。
- 14 裁判例①も6条に言及。
- 15 以上につき土屋文昭他編『ステップアップ民事事実認定』(有斐閣,2010[第2版2019]) p.1-2,31-36。
- 16 以上につき加藤新太郎『民事事実認定論』(弘文堂,2014) p.1-2,同『民事事実認定の技法』(弘文堂,2022) p.7,259-281,司研民事裁判教室「規範的要件について」(最高裁HP,令4) p.1-8。
- 17 最判昭51.7.19等。以上につき前注加藤2014 p.255-260,門口正人「最高裁判例の示す合理的意思解釈:契約解釈をめぐる『事実認定』と『評価』」ビジ法2020.1.p.18-22よりp.22。
- 18 第8条(1)この条約の適用上,当事者の一方が行った言明その他の行為は,相手方が当該当事者の一方の意図を知り,又は知らないことはあり得なかった場合には,その意図に従って解釈する。(2)(1)の規定を適用することができない場合には,当事者の一方が行った言明その他の行為は,相手方と同種の合理的な者が同様の状況の下で有したであろう理解に従って解釈する。(3)当事者の意図又は合理的な者が有したであろう理解を決定するに当たっては,関連するすべての状況(交渉,当事者間で確立した慣行,慣習及び当事者の事後の行為を含む。)に妥当な考慮を払う。
- 19 石田2023 p.30。
- 20 曾野2023 p.12と脚注4は「裁判所は全数交換が合理的措置であるとする。これは,約定の解釈として示されている考え方であるが,74条におい

- ても『契約違反から生じ得る結果』として損害賠償の範囲に入るであろう」「その際、引き渡された目的物の一部に不適合がある場合に、全部を解除できる場合（51条(2)=一部不適合が契約全部について重大な契約違反に当たる場合）についての、次のような解釈が参考になる。[2004年6月4日パリ控訴院判決 CISG Online No.872 (pressure cooker) は] 大量に購入した商品の不良品率が高い場合において、全数を検査すること [を] 求めるのは合理的でないとして、全部解除を認めるとされる」。
- 21 8条等の契約の解釈につき、拙稿「DCFRとCISGにおける『契約の解釈』の構造について」本誌51. 7. p. 956-961（「志馬2023」. 筆者のResearchmapで入手可）。
- 22 以上につき志馬2023p.957-958。
- 23 DCFRの「考慮すべき事情（II.8:102条(1)(e)）」や「黙示的条項（同II.9:1:101条(2)(a)）」の「契約の性質及び目的」は、契約類型などの客観的事由につき定める。
- 24 近代的契約法における「個別性」と「固定性」の原則とその緩和につき、中田裕康『契約法 新版』（有斐閣，2021）p.47-60。
- 25 1997年12月10日オーストリア・ウィーン農産物取引所仲裁裁判所決定（S 2/97）は、73条の適用に際して2件の売買を経済的に一体のものとした。
- 26 以上につき志馬2023p.95。
- 27 第35条(1) 売主は、契約に定める数量、品質及び種類に適合し、かつ、契約に定める方法で収納され、又は包装された物品を引き渡さなければならない。
- 28 また、仮に39条違反を売主が主張しても44条で抗弁する余地はあろう。
- 29 第74条 当事者の一方による契約違反についての損害賠償の額は、当該契約違反により相手方が被った損失（得るはずであった利益の喪失を含む。）に等しい額とする。そのような損害賠償の額は、契約違反を行った当事者が契約の締結時に知り、又は知っているべきであった事実及び事情に照らし、当該当事者が契約違反から生じ得る結果として契約の締結時に予見し、又は予見すべきであった損失の額を超えることができない。
- 30 AC意見6号の規則1, 2と注釈1.1-2.9。
- 31 第77条 [第1文] 契約違反を援用する当事者は、当該契約違反から生ずる損失（得るはずであった利益の喪失を含む。）を軽減するため、状況に応じて合理的な措置をとらなければならない。 

月刊誌「国際商事法務」
アンケートのお願いについて

弊所では、毎月発行しております「国際商事法務」についてより良い記事づくりなどのため、皆様から忌憚ないご意見を頂ければと存じます。

弊所より「アンケートのお願い」についてメール配信しておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 国際商事法研究所 事務局